

徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱

(入札参加資格停止)

- 第1条 部局長（徳島県部等設置条例（昭和57年徳島県条例第1号）第1条に規定する知事直轄組織及び部等の長並びに教育委員会、警察本部、企業局及び病院局長をいう。）は、有資格業者（建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条第1項の規定により資格の認定を受けた者をいう。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止（一定期間、県が発注する工事の契約に係るすべての競争入札への参加を停止する措置をいう。）を行うものとする。
- 2 部局長が入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者（徳島県契約事務規則（昭和39年4月1日徳島県規則第39号）第3条の契約担当者をいう。）は、工事の契約のため、一般競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を入札に参加させてはならない。
- 3 部局長が入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者は、工事の契約のため、指名競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

- 第2条 部局長は、第1条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。
- 2 部局長は、第1条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。
- 3 部局長は、第1条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加資格停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（入札参加資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。
- 5 部局長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 部局長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例）

- 第4条 部局長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。
- 一 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号又は第10号に該当したとき。
- 二 別表第2第4号から第10号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 五 県又は県以外の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加資格停止の通知)

第5条 部局長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により入札参加資格停止を行い、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は第3条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 部局長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が当該部局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ部局長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が県が発注する工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(効力)

第8条 入札参加資格停止は、停止を決定した部局長の部局以外の部局についてもその効力を有するものとする。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第9条 部局長又は工事を所管する所属の長は、部局長が入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で注意の喚起を行うことができる。

(工事以外の業務の契約に係る準用)

第10条 第1条から前条までの規定は、工事以外の業務の契約においても、有資格業者及び測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により資格の認定を受けた者に対し、準用することとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(建設業者等指名停止等措置要綱の廃止)

2 建設業者等指名停止等措置要綱（昭和58年3月31日監第91号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の建設業者等指名停止等措置要綱により行った指名停止、指名回避は、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定による指名停止は、改正後の徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 改正前の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定による指名停止は、改正後の徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

別表第1 (県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県が発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 県と締結した請負契約に係る工事（以下「県工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 県内における工事で県工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヵ月</p> <p>10ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>8ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>9ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>8ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>5ヵ月以上10ヵ月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>4 県内の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 県工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6 県外の業務に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>12ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から</p> <p>6ヵ月以上36ヵ月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 県内の県以外の公共機関の職員</p> <p>ロ 県外の公共機関の職員</p> <p>8 県工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 県以外の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 県工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>6ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12ヵ月以上36ヵ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>11 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>12 県工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>